

「福島県治山・林道事業業務委託共通仕様書」改正対比表

改 正 (新)	現 行 (旧)
<p style="text-align: center;">福島県治山・林道事業業務委託共通仕様書</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>29</u> 年 <u>1</u> 月 <u>1</u> 日</p> <p>第 1 編 共通編 第 1 章 総則 第 1 節 総則 (略) 第 2 節 調査 第 102 条 (略) 第 103 条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。 1～32 (略) <u>33 「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</u> <u>34 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者・監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</u> 第 104 条 受<u>発</u>注者の責務 受注者は、契約の履行にあたって<u>業務</u>の意図及び目的を十分に理解したうえで<u>業務</u>に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。 <u>受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</u> 第 105 条～第 111 条 (略) 第 112 条 提出書類 1～3 (略) 4 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム (TECRIS) に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後速やかに、登録内容の変更時は変更があった日から速やかに、完了時は業務完了後速やかに、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。 なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRIS に基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から速やかに、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。 また、登録機関に登録後、TECRIS より「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督<u>員</u>に提示しなければならない。なお、変更時と完了</p>	<p style="text-align: center;">福島県治山・林道事業業務委託共通仕様書</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>27</u> 年 <u>10</u> 月 <u>1</u> 日</p> <p>第 1 編 共通編 第 1 章 総則 第 1 節 総則 (略) 第 2 節 調査 第 102 条 (略) 第 103 条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。 1～32 (略)</p> <hr/> <p>第 104 条 受<u>注</u>者の義務 受注者は、契約の履行にあたって<u>調査等</u>の意図及び目的を十分に理解したうえで<u>調査等</u>に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p> <hr/> <p>第 105 条～第 111 条 (略) 第 112 条 提出書類 1～3 (略) 4 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム (TECRIS) に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後速やかに、登録内容の変更時は変更があった日から速やかに、完了時は業務完了後速やかに、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。 なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRIS に基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から速やかに、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。 また、登録機関に登録後、TECRIS より「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督<u>職員</u>に提示しなければならない。なお、変更時と完了</p>

「福島県治山・林道事業業務委託共通仕様書」改正対比表

改 正 (新)	現 行 (旧)
<p>時の間が、休日等を除き 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。 <u>本業務の完了後において、訂正又は削除する場合は、速やかに発注者の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請し、登録後には T E C R I S より「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提示しなければならない。</u></p> <p>第 113 条 打合せ等 1～4 (略) 5 <u>監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」(※)に努める。</u> <u>※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での回答が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることを行う。</u></p> <p>第 114 条 業務計画書 1 (略) 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。 (1)～(13) (略) <u>(2)実施方針又は(13)その他必要事項には、第 134 条安全等の確保及び第 139 条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。</u></p> <p>第 115 条～第 117 条 (略) 第 118 条 土地への立入り等 1～3 (略) 4 受注者は、第三者の土地への立入りにあたっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出して身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。 なお、受注者は、立入作業完了後 10 日 <u>(休日等を除く)</u> 以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p> <p>第 119 条～第 130 条 (略) 第 131 条 再委託 1 (略) 2 契約書に規定する一括再委託等の禁止について、ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、<u>速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成作業、その他特記仕様書に定める事項</u>とする。 3～4 (略)</p> <p>第 132 条～第 137 条 (略)</p>	<p>時の間が、休日等を除き 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</p> <p>第 113 条 打合せ等 1～4 (略)</p> <p>第 114 条 業務計画書 1 (略) 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。 (1)～(13) (略)</p> <p>第 115 条～第 117 条 (略) 第 118 条 土地への立入り等 1～3 (略) 4 受注者は、第三者の土地への立入りにあたっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出して身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。 なお、受注者は、立入作業完了後 10 日 _____ 以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p> <p>第 119 条～第 130 条 (略) 第 131 条 再委託 1 (略) 2 契約書に規定する一括再委託等の禁止について、ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理 _____、 _____ トレース、資料整理 _____、模型製作 _____ などの簡易な業務 _____ とする。 3～4 (略)</p> <p>第 132 条～第 137 条 (略)</p>

「福島県治山・林道事業業務委託共通仕様書」改正対比表

改 正 (新)	現 行 (旧)
<p>第 138 条 低価格入札業務の履行状況調査 <u>低入札価格調査制度適用業務の場合、調査基準価格（非公表）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は下記の事項に協力しなければならない。</u> <u>受注者は、低入札価格調査で受注者が説明した内容の履行状況を確認するために発注者が業務完了後に調査を実施する場合、当該調査に応じるものとする。</u></p> <p>第 139 条 行政情報流出防止対策の強化 <u>受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第 114 条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。</u> 2 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。 <u>(関係法令等の遵守)</u> <u>行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。</u> <u>(行政情報の目的外使用の禁止)</u> <u>受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。</u> <u>(社員等に対する指導)</u> (1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。 (2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。 (3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。 <u>(契約終了時等における行政情報の返却)</u> <u>受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。</u> <u>(電子情報の管理体制の確保)</u> (1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第 114 条で示す業務計画書に記載するものとする。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

「福島県治山・林道事業業務委託共通仕様書」改正対比表

改 正 (新)	現 行 (旧)
<p>(2) 受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。</p> <p>イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策</p> <p>ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策</p> <p>ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策</p> <p>(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)</p> <p>受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。</p> <p>イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用</p> <p>ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用</p> <p>ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存</p> <p>ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送</p> <p>ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送</p> <p>(事故の発生時の措置)</p> <p>(1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。</p> <p>(2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。</p> <p>3 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。</p> <p>第 140 条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置</p> <p>受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。</p> <p>また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。</p> <p>2 1により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。</p> <p>3 1及び2の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。</p> <p>4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。</p> <p>第 141 条 保険加入の義務</p> <p>受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

「福島県治山・林道事業業務委託共通仕様書」改正対比表

改 正 (新)	現 行 (旧)
<p><u>險法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</u></p> <p>第3節 測量 第142条 (略) 第143条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。 1～32 (略)</p> <p><u>33 「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</u></p> <p><u>34 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者・監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</u></p> <p>第144条 受発注者の責務 <u>受注者は、契約の履行にあたって業務の意図及び目的を十分に理解したうえで業務に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</u> <u>受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなくてはならない。</u></p> <p>第145条～第150条 (略) 第151条 提出書類 1～3 (略)</p> <p>4 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後速やかに、登録内容の変更時は変更があった日から速やかに、完了時は業務完了後速やかに、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から速やかに、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、休日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</p> <p><u>本業務の完了後において、訂正又は削除する場合は、速やかに発注者の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請し、登録後にはTECRISより</u></p>	<p>第3節 測量 第138条 (略) 第139条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。 1～32 (略)</p> <hr/> <p>(新設)</p> <hr/> <p>第140条～第145条 (略) 第146条 提出書類 1～3 (略)</p> <p>4 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後速やかに、登録内容の変更時は変更があった日から速やかに、完了時は業務完了後速やかに、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から速やかに、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、休日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</p> <hr/>

「福島県治山・林道事業業務委託共通仕様書」改正対比表

改 正 (新)	現 行 (旧)
<p>(1) <u>受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第 153 条で示す業務計画書に記載するものとする。</u></p> <p>(2) <u>受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。</u></p> <p>イ <u>本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策</u></p> <p>ロ <u>電子情報の保存等に関するセキュリティ対策</u></p> <p>ハ <u>電子情報を移送する際のセキュリティ対策</u></p> <p><u>(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)</u></p> <p><u>受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる次の行為をしてはならない。</u></p> <p>イ <u>情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用</u></p> <p>ロ <u>セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用</u></p> <p>ハ <u>セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存</u></p> <p>ニ <u>セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送</u></p> <p>ホ <u>情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送</u></p> <p><u>(事故の発生時の措置)</u></p> <p>(1) <u>受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。</u></p> <p>(2) <u>この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。</u></p> <p>3 <u>発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。</u></p> <p>第 178 条 <u>暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置</u></p> <p><u>受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。</u></p> <p><u>また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。</u></p> <p>2 <u>1 により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。</u></p> <p>3 <u>1 及び 2 の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。</u></p> <p>4 <u>暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被</u></p>	<p>(新設)</p>

「福島県治山・林道事業業務委託共通仕様書」改正対比表

改 正 (新)	現 行 (旧)
<p><u>害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。</u></p> <p><u>第 179 条 保険加入の義務</u> <u>受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</u></p> <p>第 4 節 設計 第 180 条 (略) 第 181 条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、各号に定めるところによる。 1 ～ 24 (略) <u>25 「提示」とは、受注者が監督員又は検査職員に対し業務に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。</u> 26 ～ 32 (略) <u>33 「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</u> <u>34 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者・監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</u></p> <p><u>第 182 条 受発注者の責務</u> <u>受注者は、契約の履行にあたって業務等の意図及び目的を十分に理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</u> <u>受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</u></p> <p>第 183 条～第 188 条 (略) 第 189 条 提出書類 1 ～ 2 (略) 3 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム (TECRIS) に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後速やかに、登録内容の変更時は変更があった日から速やかに、完了時は業務完了後速やかに、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。 なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRIS に基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から速やかに、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。</p>	<p>(新設)</p> <p>第 4 節 設計 第 171 条 (略) 第 172 条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、各号に定めるところによる。 1 ～ 24 (略)</p> <hr/> <p>25 ～ 31 (略)</p> <hr/> <p>(新設)</p> <p>第 173 条～第 178 条 (略) 第 179 条 提出書類 1 ～ 2 (略) 3 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム (TECRIS) に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後速やかに、登録内容の変更時は変更があった日から速やかに、完了時は業務完了後速やかに、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。 なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRIS に基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から速やかに、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。</p>

「福島県治山・林道事業業務委託共通仕様書」改正対比表

改 正 (新)	現 行 (旧)
<p>また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督__員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、休日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</p> <p><u>本業務の完了後において、訂正又は削除する場合は、速やかに発注者の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請し、登録後にはTECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提示しなければならない。</u></p> <p>第190条 打合せ等 1～4 (略) 5 <u>監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」(※)に努めるものとする。</u> <u>※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での回答が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすること</u>をいう。</p> <p>第191条 業務計画書 1 (略) 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。 (1)～(12) (略) <u>(2)実施方針又は(12)その他には、第210条安全等の確保及び第215条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。</u></p> <p>第192条～第193条 (略) 第194条 地元関係者との交渉等 1～4 (略) 5 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、<u>監督員の</u>指示に基づいて変更するものとする。 なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。</p> <p>第195条 土地への立入り等 1～3 (略) 4 受注者は、第三者の土地への立入りにあたっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出して身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。 なお、受注者は、立入り作業完了後10日 <u>(休日等を除く)</u> 以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p> <p>第196条～第206条 (略) 第207条 再委託</p>	<p>また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督<u>職員</u>に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、休日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</p> <hr/> <p>第180条 打合せ等 1～4 (略)</p> <hr/> <p>第181条 業務計画書 1 (略) 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。 (1)～(12) (略)</p> <hr/> <p>第182条～第183条 (略) 第184条 地元関係者との交渉等 1～4 (略) 5 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、<u> </u>指示に基づいて変更するものとする。 なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。</p> <p>第185条 土地への立入り等 1～3 (略) 4 受注者は、第三者の土地への立入りにあたっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出して身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。 なお、受注者は、立入り作業完了後10日 <u> </u> 以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p> <p>第186条～第196条 (略) 第197条 再委託</p>

「福島県治山・林道事業業務委託共通仕様書」改正対比表

改 正 (新)	現 行 (旧)
<p>1 (略)</p> <p>2 契約書に規定する一括再委託等の禁止について、ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、<u>ワープロ</u>、印刷、製本、<u>速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成作業、その他特記仕様書に定める事項</u>とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第 208 条～第 213 条 (略)</p> <p>第 214 条 <u>低価格入札業務の履行状況調査</u> <u>低入札価格調査制度適用業務の場合、調査基準価格(非公表)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は下記の事項に協力しなければならない。</u> <u>受注者は、低入札価格調査で受注者が説明した内容の履行状況を確認するために発注者が業務完了後に調査を実施する場合、当該調査に応じるものとする。</u></p> <p>第 215 条 <u>行政情報流出防止対策の強化</u> <u>受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第 191 条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。</u> <u>2 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。</u> <u>(関係法令等の遵守)</u> <u>行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。</u> <u>(行政情報の目的外使用の禁止)</u> <u>受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。</u> <u>(社員等に対する指導)</u> <u>(1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員(以下「社員等」という。)に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。</u> <u>(2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。</u> <u>(3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。</u> <u>(契約終了時等における行政情報の返却)</u> <u>受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報(発注者</u></p>	<p>1 (略)</p> <p>2 契約書に規定する一括再委託等の禁止について、ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、_____印刷、製本及び_____資料の収集・単純な集計_____とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第 198 条～第 203 条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

「福島県治山・林道事業業務委託共通仕様書」改正対比表

改 正 (新)	現 行 (旧)
<p><u>の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。)</u>については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、<u>速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。</u></p> <p><u>(電子情報の管理体制の確保)</u></p> <p>(1) <u>受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第 191 条で示す業務計画書に記載するものとする。</u></p> <p>(2) <u>受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。</u></p> <p>イ <u>本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策</u></p> <p>ロ <u>電子情報の保存等に関するセキュリティ対策</u></p> <p>ハ <u>電子情報を移送する際のセキュリティ対策</u></p> <p><u>(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)</u></p> <p><u>受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。</u></p> <p>イ <u>情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用</u></p> <p>ロ <u>セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用</u></p> <p>ハ <u>セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存</u></p> <p>ニ <u>セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送</u></p> <p>ホ <u>情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送</u></p> <p><u>(事故の発生時の措置)</u></p> <p>(1) <u>受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。</u></p> <p>(2) <u>この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。</u></p> <p>3. <u>発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。</u></p> <p>第 216 条 <u>暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置</u></p> <p><u>受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。</u></p> <p><u>また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。</u></p>	<p>(新設)</p>

「福島県治山・林道事業業務委託共通仕様書」改正対比表

改 正 (新)	現 行 (旧)
<p><u>2 1により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。</u></p> <p><u>3 1及び2の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。</u></p> <p><u>4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。</u></p> <p>第 217 条 保険加入の義務 <u>受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</u></p> <p>総則の運用 (略) 条項番号の変更</p> <p>第 5 節 (略)</p> <p>第 2 編～第 3 編 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>総則の運用 (略)</p> <p>第 5 節 (略)</p> <p>第 2 編～第 3 編 (略)</p>